

資料提供

令和6年1月12日
建築指導課長 山田 陽一
(担当 箕輪 内線 4712)

石川県能登半島地震に係る被災建築物応急危険度判定士の派遣について

このことについて、本日9時に、全国被災建築物応急危険度判定協議会より、被災建築物応急危険度判定を実施する判定士の派遣要請がありました。

要請内容に基づき、下記のとおり判定士を派遣することとしましたので、お知らせいたします。

記

1. 制度概要

被災建築物応急危険度判定とは、地震災害直後、余震等による二次災害を防止するため、被害を受けた建築物の危険度を応急的に判定する制度

2. 派遣概要

第1陣

- 判定派遣期間 : 1月14日(日)～1月18日(木)
- 判定活動日 : 1月15日(月)～1月17日(水)
- 判定活動地域 : 珠洲市
- 派遣人数 : 4名(建築指導課2名、県民センター2名)

第2陣

- 判定派遣期間 : 1月18日(木)～1月22日(月)
 - 判定活動日 : 1月19日(金)～1月21日(日)
 - 判定活動地域 : 珠洲市
 - 派遣人数 : 4名(住宅課1名、営繕課1名、県民センター2名)
- ※移動手段
・レンタカー⇄現地

3. 今後の予定

追加の派遣要請があれば、引き続き判定士を派遣します。